

第 29 号議案

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について
指定管理業務履行等請求調停について、下記により和解する。

記

1 相手方

埼玉県戸田市上戸田一丁目 23 番 8 号

社会福祉法人じろう会

理事長 久芳 敬裕

2 和解の要旨

(1) 令和 3 年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、合意書を締結し、次の金額及び未執行の補助金相当額を相手方に対し支払う。

金 122,254,492 円

(2) 令和 4 年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、年度協定書を締結し、概算払により支払う。

(3) 相手方が保有する積立金について、返還義務がないことを確認する。

(4) 相手方は積立金について、足立区内における保育事業のために使用するよう努める。

(5) 区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べるができるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする。

(6) 相手方は区に対し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日ま

での間、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告するものとする。ただし、上記期間を経過後も積立金が残存する場合、相手方は区に対し、引き続き6か月ごとに、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、書面により報告するものとする。

(提案理由)

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。